峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日 時:平成17年3月17日(木) 午前8時00分~9時30分

場 所:北巨摩合同庁舎 1階 101会議室

出席者: 委員

韮崎市長 小野修一(会長・議長)

韮崎市委員 五味 篤 韮崎市委員 藤森儀文 北村市長 白倉政司 篠原眞清 北杜市委員 北杜市委員 福田紘 中山腎一 小淵沢町長 茅野光一郎 小淵沢町委員 小淵沢町委員 伊藤 武 峡北地域振興局企画振興部長 石川泰平

峡北地域振興局林務環境部長 石原 洋森林環境部環境整備課課長 小川昭二 山利思 伊東 英国東路民 石山利思

山梨県環境整備事業団事務局長 石山利男

県

 森林環境部長
 堀内順一

 森林環境部次長
 望月健二

 峡北地域振興局長
 新藤満

峡北地域振興局林務環境部次長 内田公人(司会)

環境整備事業団

副理事長大野 仁専務理事小林 一敏

配付資料

峡北地区最終処分場整備検討委員会次第

都道府県の公共関与による最終処分場の状況

廃棄物最終処分場の適地基準の比較(第1、2次スクリーニング)

山梨県の廃棄物処理の状況

循環型社会の形成に向けた施策体系

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準(案)

第1、2次スクリーニング項目表示地図等

< 会長あいさつ >

前回の委員会では、新委員に出席いただき、環境整備事業団が旧明野村内で適地調査を行うに当たっての適地基準等について協議をいただきました。各委員には、それぞれの立場で明野処分場問題の解決に向けての貴重な御意見をいただいたところであります。

御承知のように、明野処分場問題は、地域住民のみならず県民の関心も非常に高く、当委員会の果たすべき役割は益々重要となっております。

これまでの経過を踏まえますと、直ちに明野処分場問題が解決するというわけにはいかないと思いますが、委員の皆様方の貴重な御意見を伺う中で、早期解決に向けて検討を進めていきたいと考えております。

本日は、前回の検討を踏まえ、適地基準について他県の例などを参考

に、引き続き協議していただくこととしています。どうか皆様方には忌憚のない御意見を賜りますようにお願い申し上げます。

< 森林環境部長あいさつ >

県では、2月24日から3月23日まで定例議会が行われており、本会議、また、昨日森林環境部関係の委員会があり、その中の質疑においても、明野処分場の早期解決に向けての取り組みにつき、いくつかの質問をいただきました。このことについて報道等で御承知のこととは思いますがそんな経過があります。

本日は、今、会長さんからお話もあったわけですが、前回の検討委員会に引き続きまして、環境整備事業団が旧明野村内で適地調査を行うに当たっての調査の基準について御意見をいただきたいと思っていますので、是非、よろしくお願いします。

<議長>

議題(1)の「旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準(案)について」です。前回の検討委員会で、事業団が調査をするに当たっての適地基準につき、協議していただきましたが、そのおり、他県の例などを参考にさらに議論を深めたほうがいい、という経過を踏まえ、事務局からこれらの説明をお願いします。

〈環境整備課長・事業団事務局長 >

最終処分場を取り巻く諸状況、適地基準について説明。

<議長>

ただ今の説明につき、意見質問がありましたらお願いします。

< 委員 >

資料No3で、一般廃棄物4万t、産業廃棄物5万t、合わせて最終処分量が9万tとあるが、10年前に計画したときより減ってるはず。単純に、5年か5年半で、5×9で45万t。明野の42万tはどういう計画か。

<環境整備課長>

42万tを浅尾の計画の処分場には入れるということにはなっているが、42万tには覆土といって土を混ぜながらサンドイッチで埋め立てていくことということがありますので、廃棄物の量で言うと約30万m3という計画です。これは、当時と現在では最終処分量がかなり違っており、当時、埋立の30万m3を積算したときにはできるだけ減量というは廃プラスチックはそのまま処分場へ持って行くのが一般的だったが、最近は熱回収をして減量化をしている。あるいは、焼却灰も溶して、そしてスラグで使えるものは使う。埋立が必要な物は飛灰にするということで減量化したものを明野処分場へは持って行こうとで計算したものを、山梨県全部をそういう処理をしたうえで明野へきで計算したものを、山梨県全部をそういう処理をしたうまりました。30万m3で年数は5千という数字をはじき出しました。

同じように、現在のこの数値をやっていくと、具体的なデータを持ち

合わせていませんが、量はかなり減ってくることになります。それから 先程言ったようにこの数字の9万 t、産廃の5万 t の中に、ガレキ類が 非常に多く入っていますが、今、安定型処分場へガレキ類は入っていま すけれども、これをそのまま 公共関与の処分場に入れていくというこ とは通常考えられません。もっと再利用がどんどんできるはずなので、 減量化は可能、もう少し処分量は少なくなって小さくするか、あるいは 長く使うかそういう選択が出てくるということです。

< 委員 >

今の話の中で、当時の明野の浅尾地区へ計画されたものと現状との比較の話があったのですが、今、環境整備課長の説明では、明野のだだが、今、環境整備課長の説明では、明野のだが、のまれば、日本では、1年で6万1です。そうすると、今には明まないでは、日本で6万1です。そうすると、今には明まないがは、最終処理が少なくなっているが5万で、かえのの発産ががよる、企りでは増えている。確か明野へ計画された時の説明も、原産策物が入る、ということで試算されて出てきた数字が6万で現状してもいる。これから地域に対対では明責任を果たさなければならないということで、どういう数字がれているのだということになりはしないかという心配があります。

それからもう1つ、一般廃棄物最終処分量は4万tとあったが、甲府市を中心として1.5万tは最終処理されており、実数でいえば棄物。それから、産業原になる所に行くのは2.5万tの一般廃棄物。それから、産業廃にの一般廃棄物。それから、産業廃にの一般廃棄物。それが進んで、産業のには大幅にこれから再資のは大幅にあると大きくことでは、まれているの数字では、まれているのでは、はいから最終処理していく全体像が示されているなものは、ま常に無駄も出てきたり、しっかりと、どでではいるがある。だからという計画が示されなければ、中々皆されていくというものにしていくとにはつながらないと思います。説明責任を果たしていくことにはつながらないと思います。

細かい話だが、一般廃棄物の最終処分量の中で、飛灰、焼却飛灰が県外2.5万tということだが、その内、飛灰が6千tと。もし分かっていたら教えてもらいたいが、峡北圏域の竜岡のエコパークで溶融をしている数字が出ているのですか。

<環境整備課長>

飛灰の6千tですが、入っておりますけれども14年度のデータでして、エコパークたつおかの施設稼働が丁度最近で、それらの数字が変動もありますのでこれから安定的な飛灰の量が出てくると思います。一応この中には、報告があったものについて含まれています。

それから関連ですが、県内の1.5万 t というのは甲府市で処理している分ですが、甲府市の処分場も規模的には小さいので、概ね5年程度で満杯になると聴いておりまして、既に1、2年経過しておりますので、

これから公共関与をするに当たってはそういった既存施設の残余年数も 考慮しながらやっていく必要があると思っております。

それから一番最初に話のありました総体の話の中でごみが増えている、あるいは既存の浅尾の計画との整合性ということがありましたけれども、浅尾の方は、細かい資料もありまして、それぞれ、例えば先程の第二人をかけれて、あるいは、焼焼ができるだけしようということになっており、のでは、産廃の品目ごとに出てくるそのものの数字ですの代では、立た数値は、産廃の品目ごとに出てくるそのものの数字ですの代では、立た数値は入れる時には当然熱回収したり溶融したりして減量により、がよります。また、ガレキやガラスといった安定型の物により、できては通常は入れるのは勿体ないというのか、行っては、管理型の方へは通常は入れるのは勿体ないというのがいても不合理な面がありますので、このような物は、産業界の協力のでもどういう品目を入れるかということを絞っていくます。

<議長>

汚泥というのは、例えば水道企業団の場合では、結構セメント会社に 売っているが、産廃の中の汚泥は、そういう再利用は難しいのですか。

<事業団事務局長>

上水道から出てくるのは無機性汚泥ですが、いわゆる有害物質的な物はほとんど入っていないので有効利用の道が開けています。ただ問題は、メッキ工場といった排水処理の後に出てくる無機性の汚泥については、重金属等が入ってますので、それらが処理困難で対象になっているということで、有機性の汚泥については、コンポストとか燃してエネルギーが取れるということで、それほど問題がありませんので、ここでは無機性の汚泥が問題になるんだと思います。

<議長>

了解。

< 委員 >

先程の質問の、2.5万tの6千の中へは、竜岡のものは、14年度の報告の数字として入っているということですか。

<環境整備課長>

そういうことです。

< 委員 >

そうすると、10年から3年経つわけです。竜岡の現状について話します。ついこの間まで理事をしていましたから承知しているのですが、竜岡の溶融施設から出る飛灰は、県内の民間がやっている溶融施設へ全て持ち込まれていて、そこで更に溶融化をし、そこから出る残渣は県内のコンクリート会社へ送られ、そこで既に製品として再利用されているので、竜岡のエコパークからは一切廃棄物が焼却灰、飛灰を含んで出ていないと、焼却灰に関する物は、そのように技術が進んできています。ただ、竜岡の場合は県内のその民間の溶融施設、焼却灰を更に溶融がただ、竜岡の場合は県内のその民間の溶融施設、焼却灰を更に溶融が、いつ稼働が中止になるか分からないことから、県外の最終処分

場とも契約し、万が一県内で処理ができなくなった時には県外で処理を してもらうということで現状進んできてます。

先程、資料を用意したので、委員に配付してもらいたいのですが、こ の問題を解決するに当たって大事なのは前回にも申し上げたが、明野で これから適地調査を進めていこうということなので、明野で起きた問題 をしっかり理解をしてもらってこれからの協議をしていかなかなければ ならない、そのことが非常に重要なことと思っています。その意味で、 明野の経過を含めて明野村で創った検討委員会での協議の内容と、それ に基づいて県への提言のコピーを全て持って来ました。もう1つ一緒に、 この検討委員会で平成6年9月に候補地を選定した時の議事録とそこへ 提出された候補地を比較するデータ、この検討委員会が開かれる前に開 かれた幹事会の議事録、それらが情報公開で出されておりコピーを持っ てきました。それを見てもらうと分かるが、最初の一番大事な候補地を、 元々あった3ヶ所の候補地に当日その日に県が見つけてきた浅尾という 場所を加えて、浅尾をその日に決めたが、その4つの候補地を各項目ご とに比較している。面積の広いものを狭いと表現をしてみたり、誰が見 てもその場で真剣に見れば表現が間違っている、単純な小学生でも分か るような表現が間違っているデータがそのまま出されて、それに基づい て決定がされているという協議が、情報公開を経て判明をしました。

明野の人達は、検討委員会がなぜそんなことも気がつかずに大事な候補地を決定したんだと、検討委員会にあらぬ不信も持ってしまっている。それらも踏まえて、私達はそういう轍を二度と踏まないよう、しっかり協議をし、できる限りの知恵を使って協議をして決めたという形を取っていかないと、また同じことの繰り返しになることを前回も主張しました。是非そのことも踏まえて今後協議をすることが、最終的に明野の中での解決を求めていく大きなポイントとなることを重ねてお話します。

< 委員 >

この議論を重ねるのに、過去どんな議論があったかということを、字句、語句の確認をし合ってもあまり前進的ではないと思う。そしてもつして、基本的には私どもが検討している最終処分場は、峡北地区担当のということではなく、県下の最終処分場を造って、そして私どもが下の最終ごみを峡北地区がどれだけ抱くかという議論じゃないと思う。だから、今ここで県下の時代の最終ごみを、10年後はよその地域へ私どもの地域のごみがおんぶにだっこという時代も来ると思う。だから、今ここで県下の灰を峡北地区がどれだけ抱くのかという役割分担じゃないと思う。だが、

いろいろ経過の中で、今日の資料の平成 17 年 10 月施行予定の県生活環境保全に関する条例は、言ってみれば県民と事業者と県の役割を明文化してきました。そして、私どもも地方自治体におり、確かにごみは誰が見たって頭が痛いし出るごみを減らさなきゃならない時代というのは確かで、県民の役割として、日常生活における廃棄物の発生抑制をこの条例の中で唱うようだが、中身を見ているわけではないけれども一つの流れとして評価はしたいと思います。

ある面で言えば、臭い物は元から絶たなきゃダメだということだから、この議論を聴いていても、出るごみを減らそうとみんな強調しているもして、また確かに資源を大切にする。再利用化を図ろうということも時代の流れであり、そんなことを強調しながら私達のこの社会を正ろな意味で化石燃料、産業革命から環境破壊著しいと、持続発展でもいるなごくりはどうしたらいいかということが、今日の検討委員つもいるでも、側と連絡を取り合ったわけでも、はのですが、そんな認識にたって、北杜でも17年度にリサイクル推進のための調査費を計上して、単に処理場を造ればいいうことだけということでリサイクル推進調査費なるものも計上したつもりです。

基本的に将来は何とかそういう社会になって欲しいと思いながらも、今をどうするかという議論もまた必要だと思います。今どうするかという議論をみんな分かっていながらやっているのですが、いささか委員と私は意見の異なるところもあることも確かですが、ともかくこうやって、適地基準も前回の検討委員会としては明確ではない、ということで県も知恵を出し、いろいろな意味でこうやって資料を出してきて、適地基準が見えてきたのだから、今度ある面で言うならば、現地、現実と、この適地基準がどうなるかということも考えなければならないと思います。

<議長>

他に意見がありましたら、お願いします。

< 委員 >

いし、昔から良く言われますように、急がば廻れと。急げば急ぐ程廻り道の中でしっかりとものを考えて最終目的地へ到達するということを言っているのかとも思いますが、決めなくてはならない事実を踏まえた中でその決め方のあり様、協議のあり様がこの検討委員会に問われていると思いますから、必要性だけで、急がなくてはならないということだけで、そこの議論をしっかりしていかないと私は後へ問題を残してはいけないと思っています。

< 委員 >

私が聞き漏らしたのかもしれませんが、長野県とか和歌山県、熊本県のデータを見させてもらいまして、概してそんなに大きく変わってはいないのかと、みんな心配してその項目でそれぞれの調査をしたりして概要をまとめていますけれども、長野県や和歌山県、熊本県が、今進捗状況はどうようなことになっているんですか。

山梨県と同じなのか、大体こういうことでこんなような方向にきているのか、やはり折角ここまで議論が進んでいくと、段々進んでいかなければいかんと、後退したり止っていたりしてたらいかんと思うのです。だから、折角データも出たりしていますし、慎重さもありますが、一方ではやはり、段々進んでいくという方向を望みたいのです。

説明の中にあったのかもしれませんが、他県の進捗状況、どの程度に 今、山梨県と比べてどうなのか、がもし分かりましたらお願いします。

<議長>

事業団の方から説明をお願いします。

<事業団事務局長>

長野県の状況ですが、こういった基準が作られており適地を探すということですが知事の意向等もあり、今、長野県の事業団も止っているようです。これは事業団が阿智村という所に処分場を確保したいということだったのですが、知事の意向もあり凍結になっておりまして新たな候補地を探すのは今は止まっている状況のようです。

和歌山県は、一般廃棄物が主なのですが、県の半分、南の所と県が協議会を作っており、協議会で基準を作るということではなく、いわゆる適地を探すための委員会というものを設け、今こんな手法がいいだろうということで現在60何ヶ所をこの作業によって進めておるようです。この後につきましては、2年位かけて専門家の評価や現地調査等行うような状況で絞り込み作業をしたいということで進んでいるようです。

<議長>

他に質問等がありましたらお願いします。

< 委員 >

県は、この検討委員会の他に第三者的な機関により、最終処分場について意見を聴くとか、調査するとか、そういう思いはあるのか。

<環境整備課長>

直接明野の処分場ということではないのですが、先程言いました環境 保全審議会の廃棄物部会が総合計画を立てる際には、廃棄物最終処分を どうするかということも大きなテーマになってきますので、この中で論議をされます。それから、品目別にどういう処理をしていくのが適切かということも、当然計画の中には入ってきますので、来年度はそういう中で意見を聴いていき、それがひいては公共関与の第1号に反映されるということになります。

<議長>

今、答弁しましたがよろしいですか。

< 委員 >

はい。いずれにしても、こういう時代だから公開の中で進めていくこと、いろいろな人の意見を聴くこと、理解を得ることも大切。だから一回そういう機会を作ったらいいと思う。そうはいっても、客観的なデータというか、全国の状況からも理解できると思うので、我々も理解して、現地に入るというようなことで理解していいと思う。

<議長>

ただ今、委員から公開の原則の中で、先程来から他の委員からも話が出ているように、この問題については、前へ進めていこうということは皆の共通点と思いますので、今言う公開や、専門家の更なる意見を聴くなど研鑽をし理解を深めていくというような形で、まずは駒を進めたらどうかと、それについては、具体的には現地調査等をして進めたらどうかという意見です。私は、今言う現地調査を進めたから、即、そこへ設置するということでなく、総体の比較対象の問題や個々のいろいろの住民に対する説明、理解の問題ということが当然のことだと思います。

蛇足かもしれませんが、峡北地域の広域行政の中でごみ処理施設も 3 月8日に、住民訴訟が起きており判決が下され全面勝訴ということです。 これは、内容を見てみますと、随意契約の正当性、選定の合理性、施設 建設費の妥当性という 3 点について全面勝訴ということです。更には、 裁判官の説明部分には、地域の方々もその中へ入ったりしながら理解を 深めて、行政と地域が一体となってこれを成したことは非常に評価され るということも書き加えられていました。

この問題についても、やはり地域住民の方々に納得のいくような形で進めていくのが大前提というふうにも思うのです。現地調査を今の基準に従って進めていくと、そして、進めたからイコールそこが一方的に決定ということではなく、更なる検討を加えていくというのが当然のことと私は思います。従いまして是非、一刻も早くこれらが解決できるようにお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

是非、この資料を配ってもらいたいのですが、時間もないですから手短に話します。今日この地図が出てきました。こういう物が出てくると未だ適地基準が正確に決まっていない。これはあくまで事業団が事業団の仕事として調査した資料かもしれませんが、適地基準が未だ決まっていないのにこの地図が出てきて、これを皆が持ち帰る。もう既にひとり歩きをします。明野内の場所で、私はそういう進め方は良くないと思います。決めるべきものがしっかり決まって、それに続いての手だてがされていくということがなければ、この問題の候補地選定に一番問われて

いるのは選定経過の透明性で、しっかり説明できるようにしていく、今 折角議論でこれだけのデータも出て適地基準を決める段階まできていま すので、それらをやって、そして新たなデータ、こういう地図が出てき て、その次の調査、という手順を、是非検討してもらいたい。

<議長>

いずれにしても、パーフェクトなものを作って、そしてその上でそれ を進めたらどうかという意見ですか。

< 委員 >

パーフェクトと言うと 100 パーセントということになるが、適地基準で 100 パーセントというものはないと思います。総体的なものであり、絶対評価ではないですから。私が申し上げたいのは、できる限り透明性を持つということは、パーフェクトではないにしても基準として示すものをしっかり作って、それに基づいて地図上へ落とし、それに基づき現地の調査というのが普通の進め方ではないかと思います。適地基準を決めるにしても、せめて第三者の意見を聴いてそれも判断材料にして、これで行こうということを決めて、この委員会が決定していくという経過があっていいのではないか、ということです。

<議長>

私からお尋ねしますが、今言う基準を作るという中で、今日、県がここまでの基準を示しました。これではダメですか。他に何をつければいいのですか。

< 委員 >

これは、委員皆の考えだと思います。私は、あと、専門家の意見を、 この委員会の中で聴きたいと思います。

<議長>

やはり基準というものは必要だと思います。決めていく過程の中で、 一応ここまで、県で他所の例も引きながら基準を出したのですが、更な る専門家の意見も聴きたいという意見がありました。このことにつき、 委員皆さんの更なる意見を伺いたいと思いますがいかがですか。

< 委員 >

この前会長も、そのような形で座をまとめたような記憶があります。 正直、私も会長が言うとおりと思います。やはりこういう問題ですから、 適地基準が見えてきたと、そして、現地も見たと、いろいろな人の意見 も聴いたと、そういう中で、歩きながら考え、考えながら歩いていくと いうような方法がいいと思う。

<議長>

ただ今、前へ進み、そして検討し、そして、また前へ進み、検討し、 という手法で進めることがよかろうと、こんな提案ですがいかがですか。

<委員の多く>

異議なし(反対意見なし)。

<議長>

賛成という声も上がってます。この点につき県、事業団はどうですか。

<森林環境部長>

御意見をいただきましたので、私どもとすれば是非そういう形でさせていただきたいと思いまして、要するに今日事業団がお示ししました次スクーリニングの白地の所につき、事業団事務局長も申し上げまけとおり、現地がどのようになっているのか、それからいろなりおはと思っておりましたとおり、そういうデータを持ち寄りまして、ここでまた議論いただいて、また意見があればそれを現地へ行くなり調べるなりという形で少しずつ少しずつ前へ進むということで是非お願いできればと思っております。よろしくお願いします。

<議長>

提示された、白地の部分あるいは網掛けの部分もありますが、専門家の更なる意見等も聴きながらこれを前進させていくということで今日のところはまとめさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

<委員の多く>

諾(反対意見なし)

<議長>

それでは、そういうことでよろしくお願いいたします。 なお、今日は、明野前村長の委員さんからも資料をもらいましたので、 また、次の機会にもそれらを目を通していただき、参考にしてください。

それでは、今日の会議は、閉じさしていただきます。